

社会福祉法人養父市社会福祉協議会
評議員・理事・監事選任規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会定款第6条及び第17条に規定するもののほか、評議員、理事並びに監事（以下「役員等」という。）の選出に関し必要な事項を定める。

(評議員の選出)

第2条 評議員は、次の各号に掲げる選出区分に基づき、理事会が推薦を行い、評議員選任・解任委員会において選任する。

- (1) 住民組織
- (2) 当事者等の組織
- (3) 社会福祉に関する活動を行う団体
- (4) 民生委員・児童委員またはその組織
- (5) 事業者関係
- (6) 保健・医療、教育等の関係機関・団体
- (7) 社会福祉行政機関
- (8) 地域福祉推進に必要な地域の主要な諸団体
- (9) 学識経験者

(評議員の解任)

第3条 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員選任・解任委員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(理事の選出)

第4条 理事は、次の各号に掲げる選出区分に基づき、評議員会において選任する。

- (1) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（学識経験者）
- (2) 養父市社会福祉協議会が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

(監事の選出)

第5条 監事は、次の各号に掲げる選出区分に基づき、評議員会において選任する。

- (1) 社会福祉事業について識見を有する者
- (2) 財務管理について識見を有する者

(欠員の補充)

第6条 役員等が任期中に退任したときは、それぞれの選出区分により欠員を補充するものとする。

2 役員等が退任により定款に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、退任した役員等がなお役員等としての権利義務を有する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別紙

〔評議員の定数と選出区分〕（第2条関係）

定 数	15名以上20名以内（選出人数 20名）
選出区分	(1) 住民組織 (2) 当事者等の組織 (3) 社会福祉に関する活動を行う団体 (4) 民生委員・児童委員またはその組織 (5) 事業者関係 (6) 保健・医療、教育等の関係機関・団体 (7) 社会福祉行政機関 (8) 地域福祉推進に必要な地域の主要な諸団体 (9) 学識経験者
選出人数	○支部から推薦 12名（支部から3名） *区長会が推薦した者 4名 (1) *民生委員児童委員協議会が推薦した者 4名 (4) *ボランティアが推薦した者 4名 (3) ○養父市全域から推薦 8名 *市内に拠点を置く社会福祉法人 1名 (5) *次の選出区分から 7名 (2) 当事者等の組織 (6) 保健・医療、教育等の関係機関・団体 (7) 社会福祉行政機関 (8) 地域福祉推進に必要な地域の主要な諸団体 (9) 学識経験者

〔理事の定数と選出区分〕（第4条関係）

定 数	9名以上11名以内（選出人数 11名）
選出区分	(1) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（学識経験者） (2) 養父市社会福祉協議会が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
選出人数	○支部から推薦 8名（支部から2名） ○養父市全域から推薦 3名

〔監事の定数と選出区分〕（第5条関係）

定 数	2名
選出区分	(1) 社会福祉事業について識見を有する者 (2) 財務管理について識見を有する者
選出人数	○養父市全域から推薦 2名